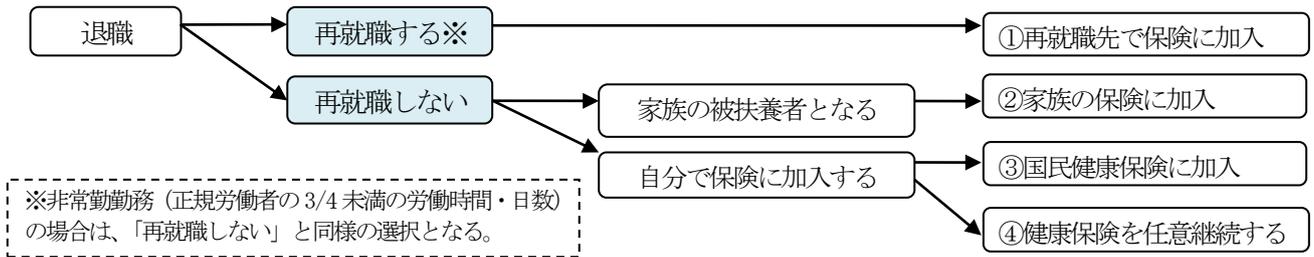


従業員が退職したときの手続 (1)

1. 退職後の医療保険



上記チャート図より該当番号を確認

No.	誰が	どこで	注 意 点
①	再就職先	年金事務所又は健康保険組合	・手続きは、再就職先の会社が行う
②	家族の会社	年金事務所又は健康保険組合	・雇用保険失業等給付の受給期間中は加入できない ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる
③	本人	お住まいの市区町村	・保険料：前年の所得によって決定される ・手続期間：退職日から14日以内 ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる ・倒産や解雇などにより自ら望まない形で失業された方（非自発的失業者）の国民健康保険料（税）について、概ね在職中の保険料の本人負担分の水準に維持されるよう、失業の翌年度末までの間、前年所得のうち給与所得を100分の30として軽減される。国保料軽減制度の適用を受けられるかどうかは、市役所等で確認できる。
④	本人	全国健康保険協会（住所地の都道府県支部）又は健康保険組合	・要件：退職日までに継続して2か月以上健康保険に加入していたこと ・手続期間：退職日の翌日～20日以内 ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者になる ・任意継続被保険者として加入できる期間は2年間（途中で「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険の扶養に入る」等の理由で資格を喪失することはできない）。 ・保険料は、退職等された時の標準報酬月額（平成31度の上限は30万円）によって決定される。勤務されていた時は、被保険者と事業主の折半で保険料を負担していたが、任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となる。 ・任意継続被保険者になった場合は、原則として、在職中と同様の保険給付が受けられる。ただし、退職日まで継続して1年以上被保険者であった方が、退職日時点で傷病手当金や出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしている場合を除き、傷病手当金や出産手当金を受けることはできない。

2. 年金の手続き

